

**ご注意ください！老朽建築物除却や耐火性能強化の補助手続きが変わります！**

老朽建築物除却や耐火性能強化の補助制度は令和7年度で終了するため、手続きに期限があります。また、令和8年度以降の制度については現在検討中です。

**現在の補助制度の申請手続きの期限にご注意ください！**

**工事の流れ**

**市の補助手続きの流れ**

**工事着手前の審査**

- (1) 事前相談書の提出
  - (2) 補助対象確認申請書の提出
- ＜解体除却＞令和7年9月5日まで  
＜耐火性能強化＞令和7年5月23日まで
- 注意：申請時の工事完了予定日はいずれも令和7年11月14日までである必要があります。

(3) 工事着手報告書の提出

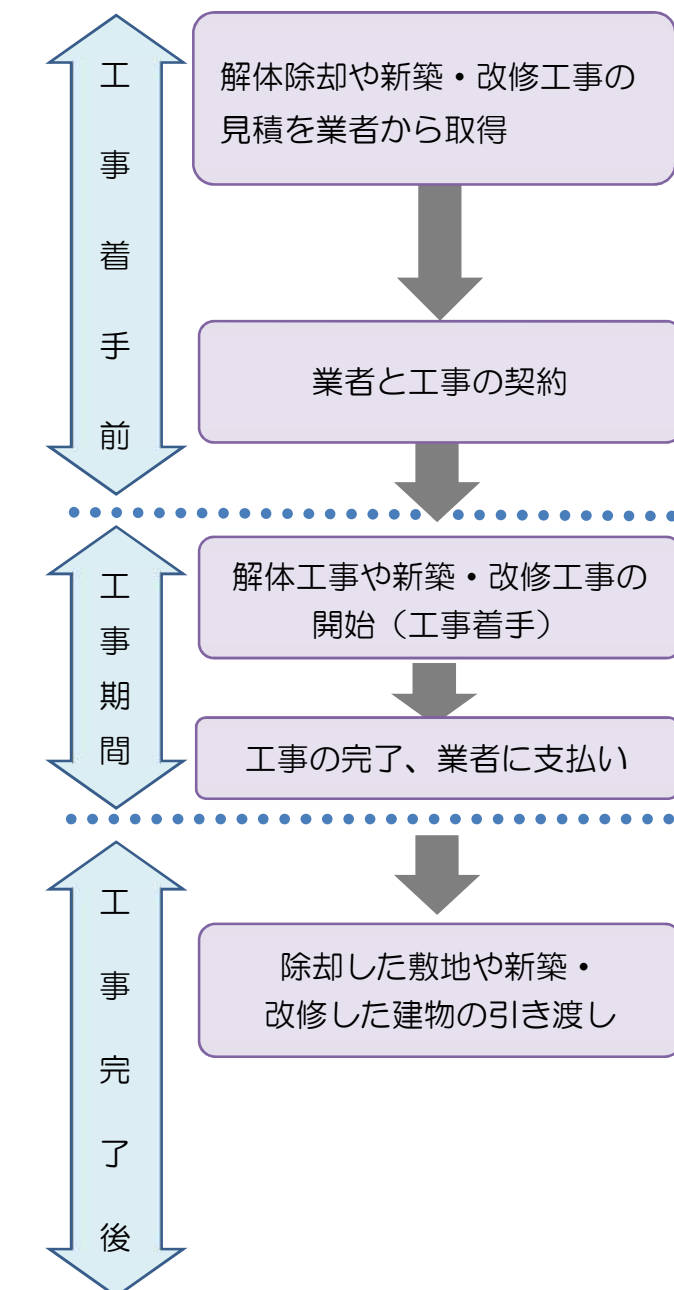
**工事が完了したことの確認**

- (4) 工事完了報告書の提出
  - (5) 補助金交付申請書の提出
- 提出期限 令和7年11月28日

**支払手続**

- (6) 補助金交付請求書の提出

支払い期限 令和7年11月21日



**幸町周辺地区の防災まちづくり 問合せ先**

不燃化重点対策地区における補助制度の詳細は、右記のホームページをご覧ください。下記の問合せ先へご連絡ください。

川崎市 不燃化 検索

<https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000018063.html>

川崎市 まちづくり局 市街地整備部 防災まちづくり推進課 電話：044-200-2731（直通）

編集協力：(株)都市環境研究所

川崎市からのお知らせ

**幸町周辺地区**

**防災まちづくり通信**

川崎市 KAWASAKI CITY

2025

3月

第16号

幸町・中幸町・南幸町・都町・神明町の不燃化重点対策地区内の皆さま

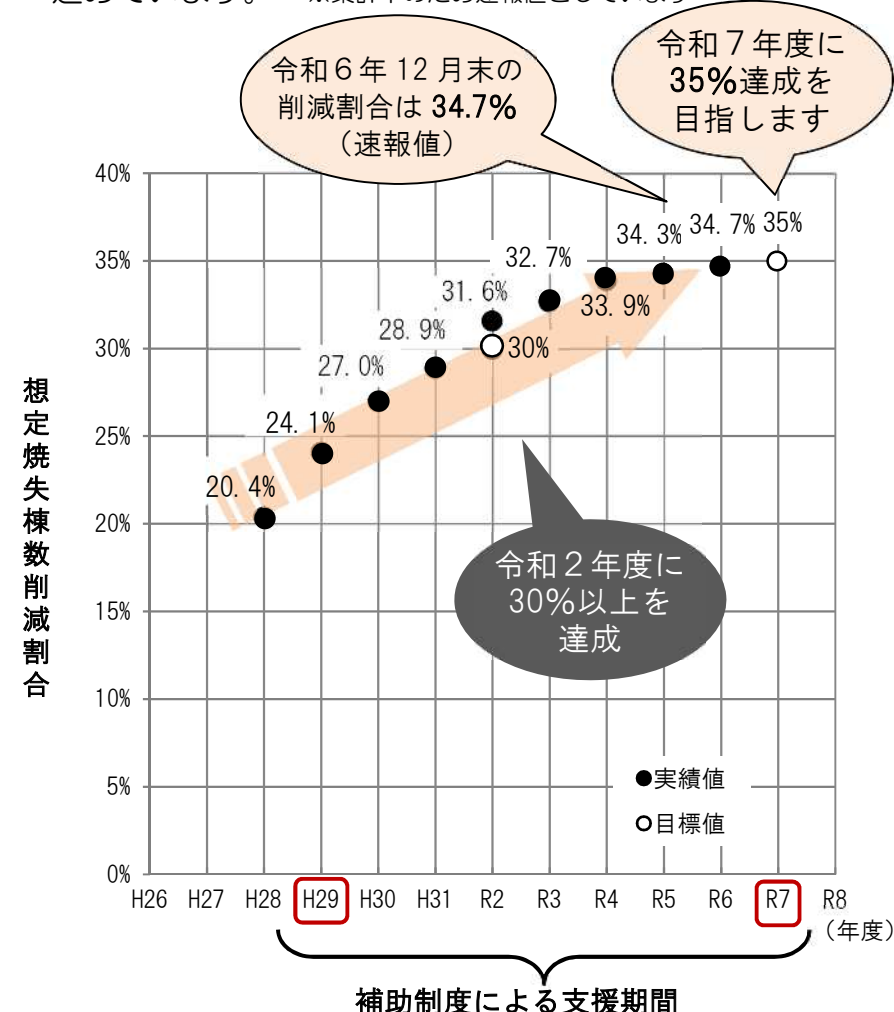
**地震による大規模な延焼火災を防ぐために**

**想定焼失棟数削減の目標値と達成状況**

不燃化重点対策地区である幸町周辺地区では、川崎市総合計画において、「大規模地震時の想定焼失棟数\*の削減割合」（平成21年度川崎市地震被害想定に対する削減割合）の目標値を定めています。

幸町周辺地区では、老朽建築物の解体除却や耐火性能を強化した建替えなど、燃えにくい安全なまちづくりを進めることで、令和7年度までに35%以上削減することを目指しています。令和6年12月末における想定焼失棟数削減割合は34.7%（速報値※）となりました。

現在、幸町周辺地区の現状を踏まえて、次の目標値とその達成に向けた対策について検討を進めています。 ※集計中のため速報値としています



**\*想定焼失棟数とは？**

…1つの家から出火したときに、延焼して燃えてしまうと想定される家屋の数です。



焼失棟数約300棟

- ：未出火の木造・防火木造
- ：燃焼中の木造、防火木造、準耐火造、耐火造
- ：鎮火後の木造及び防火木造

**〈条件〉**

- ・消火活動が行われない場合
- ・出火後6時間の焼失棟数

※算出過程では複数の出火家屋を設定し、焼失棟数の平均値を求めます。



# 幸町周辺地区のいまー特徴と改善状況ー

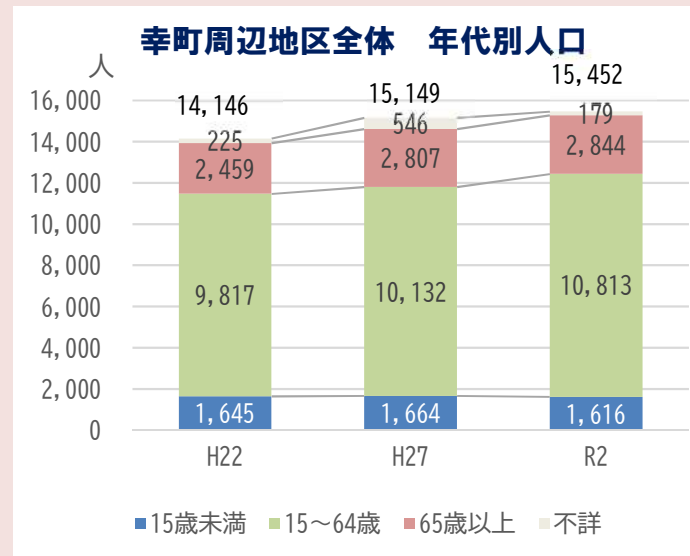
## 1 住民の様相（国勢調査）

幸町周辺地区の人口・世帯の特徴について、国勢調査のデータから特徴を整理しました。

### ■人口は増加しているが少子化が進行

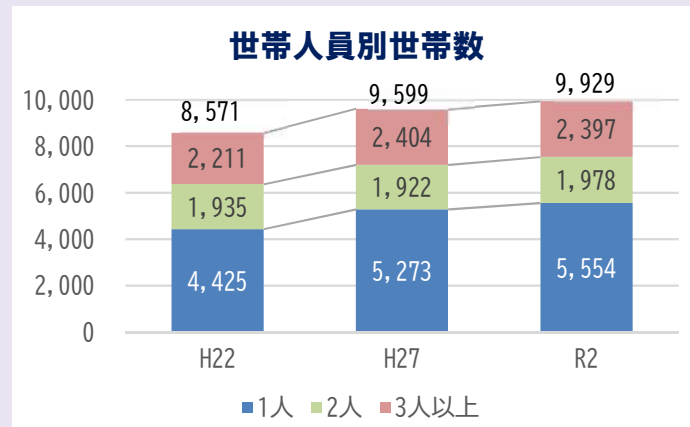
人口は、平成 22 年から令和 2 年の 10 年間で約 1,300 人（約 9.2%）増加しています。

年代別では、15～64 歳と 65 歳以上の人口が 1 割以上増加していて、15 歳未満はほとんど変化がありません。



### ■単独世帯（一人暮らし）が増加

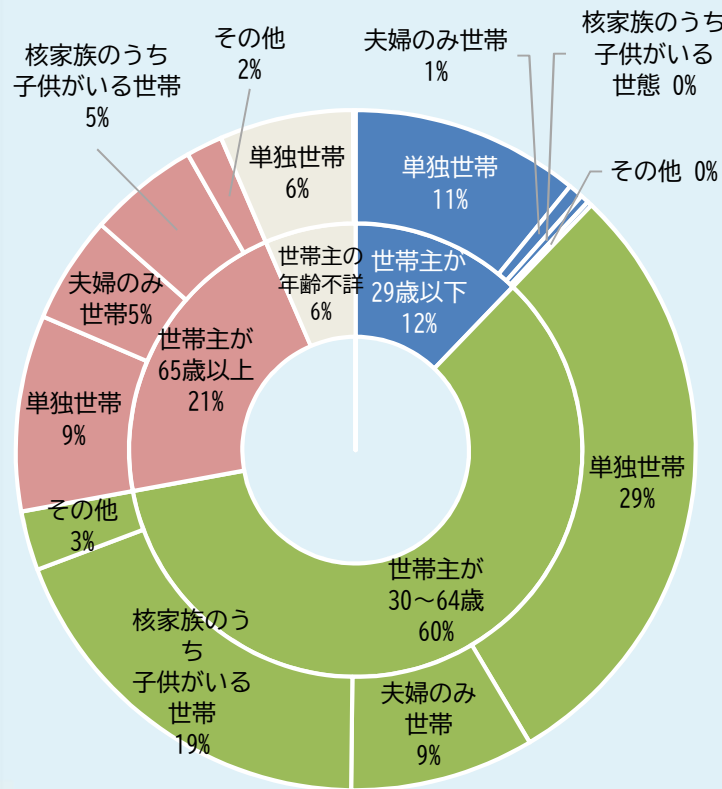
世帯数は平成 22 年から令和 2 年の 10 年間で 1,358 世帯（約 15.8%）増加しています。そのうち 1,129 世帯（約 83.1%）は 1 人世帯の増加です。



## ■現役世代の一人暮らしが多い

令和 2 年時点では、世帯主が 30～64 歳の現役世代の世帯が 60%を占めています。家族構成をみると、世帯主が 30～64 歳の単独世帯（一人暮らし）が 29%で最も多く、次いで世帯主が 30～64 歳で子供がいる世帯が 19%います。

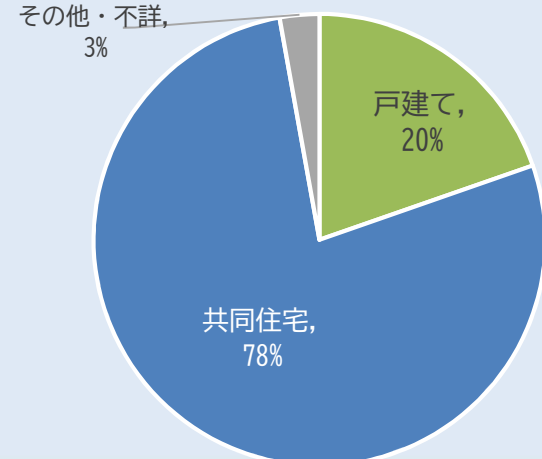
世帯主の年齢別・世帯構成別の割合（令和 2 年）



## ■共同住宅に住む世帯が多い

建て方別では、共同住宅に住む世帯が 78%と多く、戸建てに住む世帯は 20%です。

住宅の建て方別世帯数（令和 2 年）

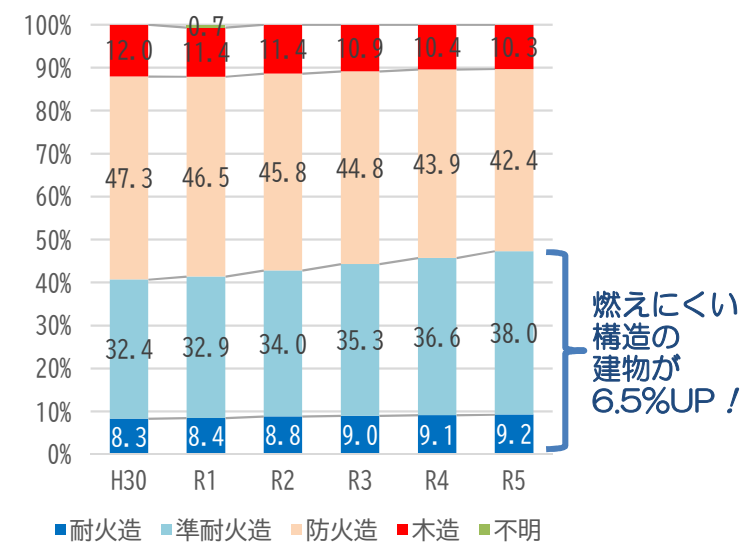


## 2 建物の不燃化

幸町周辺地区では、平成 29 年度から不燃化を重点的に推進するため、建築物を新築（一部増改築も含む）する際の不燃化のルールを、戸建て 2 階建てなど小規模な建築物に適用しました。また、老朽建築物の解体除却や、新築・改修の際の耐火性能強化工事の支援を行っています。

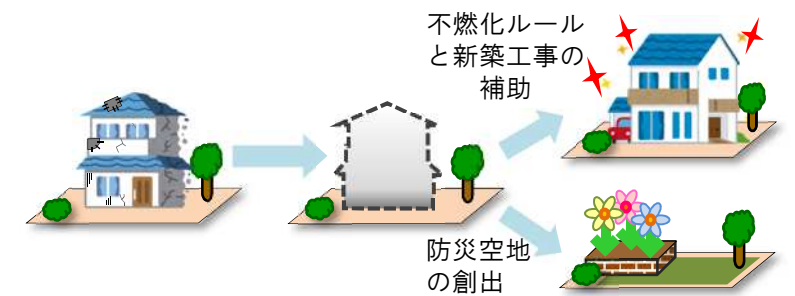
この取組により、平成 30 年～令和 5 年の 5 年間で、燃えにくい耐火造や準耐火造の割合が 6.5%上昇しました。

防火構造別棟数割合の推移



燃えにくい  
構造の  
建物が  
6.5%UP！

## 耐火性能強化や防災空地の支援



## 3 防災空地の創出

災害時の延焼抑制や避難・消防活動の場、平常時の交流の場として、活用予定のない民有地を地域に開放する防災空地の創出を推進しています。

幸町周辺地区ではまだ整備箇所がありません。地域開放にご協力いただくことで、空き家や空地の維持管理負担の軽減や税制面での支援があります。お気軽にお問い合わせください。

## 4 指定路線の道路拡幅促進

道路のネットワーク上、重要な道路で 4m 未満の路線において、沿道の塀の解体・新設等にかかる費用の一部の補助を行っています。※補助は令和 7 年度で終了します。



整備前 整備後

道路拡幅の事例  
（出典：町田市）

指定路線の位置

